

香川県立保健医療大学廃棄物処理規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）における教育研究により発生する廃棄物の処理及び処理方法については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学長の責務)

第2条 学長は、廃棄物の取扱いに関する業務を統括する。

(職員、学生等の責務)

第3条 本学の職員、学生その他本学に関係する者は、この規程等に定めるところに従い、教育研究に伴い発生する廃棄物について十分留意の上、取り扱わなければならない。

(廃棄物の責任を負う者)

第4条 本学の実習室又は研究室から排出される廃棄物については、香川県立保健医療大学施設等管理規程第3条に基づき管理責任者がその責任を負わなければならない。

第5条 本学の実習室又は研究室で廃棄物を長期又は相当量排出する場合及び本学で保管できない薬品を使用する場合は、あらかじめ、学長の承認を受けなければならない。

(廃水処理施設における遵守事項)

第6条 本学の廃水処理施設（以下「処理施設」という。）においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 処理施設から放流する排出水の水質検査の分析結果については、記録を保管すること。
- (2) 装置の破損等により有害ガスの発生その他危険発生の疑いが生じた場合は、直ちに運転を停止し、修理又は改修をするとともに、処理方法を検討し、安全性を確認の上、処理を再開すること。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、廃棄物の処理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。